

令和2年度

越谷市労働報酬等審議会第2回会議

日 時 令和3年3月16日(火) 17:15

※ 意見書の提出期限

次 第

① 審議会第2回会議

議事

- (1) 報告事項
 - ① 令和元、2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
 - ② アンケート結果について
- (2) 協議事項
 - ① 建設工事に係る労働報酬下限額について

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和2年6月1日現在

	氏名	委員区分	所属等
委員	たなか こうすけ 田 中 浩 介	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部
	わたなべ あきら 渡 邊 智	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部
	むらかみ まさふみ 村 上 正 文	事 業 者	越谷市建設業協会
	といし まさき 戸 石 真 樹	労 働 者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長
	やました ひろゆき 山 下 弘 之	労 働 者	連合埼玉東部地域協議会 幹事

委嘱期間 令和元年10月1日から令和3年9月30日まで

令和 2 年度 越谷市労働報酬等審議会 第 2 回会議 資料

【報告事項】

- ① 令和元、2 年度労働報酬下限額適用案件の
履行状況等について
- ② アンケート結果について

① 令和元、2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和元年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負	17件	
業務委託	28件	
指定管理協定	2件	計47件

○ 工事請負 案件一覧

№	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事	881,753,400	日本電気株式会社
2	越谷市立川柳小学校校舎増築工事（建築）	369,600,000	高元建設株式会社
3	越谷市立川柳小学校校舎増築工事（電気設備）	71,804,700	大洋電設工業株式会社
4	越谷市立川柳小学校校舎増築工事（機械設備）	100,540,000	株式会社協和設備
5	越谷市立保健センター外構整備工事	119,680,000	高元建設株式会社
6	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事	91,300,000	メタウォーター株式会社
7	越谷市立北陽中学校校舎外壁等改修工事	89,837,000	株式会社須賀工務店
8	越谷市斎場空調設備改修工事	64,900,000	株式会社大林組 東京本店
9	かんがい排水等整備工事（31-1）	53,900,000	山崎建設株式会社
10	橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）	231,000,000	株式会社鈴木組
11	新川都市下水路築造工事31-1	140,360,000	山崎建設株式会社
12	下水道築造工事（大竹中央通り線）	71,280,000	オザワロード株式会社
13	橋梁補修工事（中堀橋）	76,780,000	三ツ和総合建設業協同組合
14	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）31-1	127,006,000	株式会社鈴木組
15	御料堀ポンプ場耐震化改修工事	63,096,000	山崎建設株式会社
16	大沢学童保育室建設工事	73,150,000	株式会社水谷工務店
17	越谷市立光陽中学校校舎外壁等改修工事	65,780,000	有限会社大熊建設

○ 業務委託 案件一覧

№	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	31,164,600	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	31,164,600	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	31,164,600	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	16,821,327	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）	10,157,384	有限会社クワンガーデン緑屋
6	除草業務委託（その2）	11,944,914	株式会社東武園芸
7	公園等管理委託（越谷総合公園外28か所）	36,113,000	株式会社中新造園
8	公園等管理委託（越谷流通公園外27か所）	32,900,100	株式会社東武園芸
9	公園等管理委託（平方公園外14か所）	24,373,400	株式会社東武園芸
10	公園等管理委託（緑の森公園外15か所）	22,148,571	株式会社サンエー緑化

11	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	21,718,964	株式会社サンエー緑化
12	公園管理委託（大吉公園外12か所）	22,068,967	株式会社深野造園
13	公園等管理委託（北越谷第五公園外6か所）	21,098,715	株式会社深野造園
14	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	20,432,401	株式会社サンエー緑化
15	公園等管理委託（出羽公園外3か所）	13,118,000	株式会社中新造園
16	公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）	12,786,040	株式会社深野造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外13か所）	9,760,167	株式会社サンエー緑化
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	14,039,200	株式会社中新造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	11,281,500	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	13,090,000	株式会社中新造園
21	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	10,582,000	株式会社東武園芸
22	街路樹剪定委託（市道2350号線外11路線）	10,131,000	有限会社片桐造園
23	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	30,738,819	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
24	越谷市生活困窮者自立相談支援事業業務委託（長期継続契約）	66,475,866	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
25	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）（長期継続契約）	34,500,000	社会福祉法人つぐみ共生会
26	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）（長期継続契約）	39,900,000	特定非営利活動法人結
27	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）（長期継続契約）	39,900,000	社会福祉法人平徳会
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）（長期継続契約）	39,900,000	医療法人秀峰会

○ 指定管理協定 案件一覧

No	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立老人福祉センター指定管理者基本協定	284,000,000	社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
2	越谷市民プール指定管理者基本協定	47,300,000	社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 17件
 業務委託 28件
 指定管理協定 2件 計47件

【従事労働者数】

○ 履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	79人	4人	1,548人	1,631人
業務委託	209人	55人	46人	310人
指定管理	15人	84人	264人	363人
合計	303人	143人	1,858人	2,304人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○ 履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)	職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,577	2,625	3,000	潜水士	4,422	—	—
普通作業員	2,273	2,274	2,600	潜水連絡員	3,139	—	—
軽作業員	1,643	—	—	潜水送気員	3,139	—	—
造園工	2,284	2,300	2,750	山林砂防工	3,027	—	—
法面工	2,869	—	—	軌道工	5,153	—	—
とび工	2,970	2,970	3,375	型わく工	2,880	2,880	3,125
石工	3,027	—	—	大工	2,847	2,950	2,950
ブロック工	2,847	—	—	左官	2,982	2,990	3,200
電工	2,610	2,650	2,917	配管工	2,464	2,500	2,586
鉄筋工	3,004	3,010	3,700	はつり工	2,790	2,800	2,875
鉄骨工	2,790	3,000	3,000	防水工	3,207	3,250	3,250
塗装工	2,970	3,000	3,200	板金工	3,083	3,100	3,500
溶接工	3,150	3,375	6,250	タイル工	2,564	—	—
運転手(特殊)	2,723	2,800	3,300	サッシ工	2,824	3,125	3,125
運転手(一般)	2,374	2,380	3,000	屋根ふき工	2,651	—	—
潜かん工	3,342	—	—	内装工	3,105	3,125	3,180
潜かん世話役	3,949	—	—	ガラス工	2,768	2,810	2,875
さく岩工	3,330	—	—	建具工	2,726	2,875	2,875
トンネル特殊工	3,330	3,550	3,550	ダクト工	2,509	2,600	3,125
トンネル作業員	2,700	2,800	2,800	保温工	2,543	2,800	3,000
トンネル世話役	3,634	3,950	3,950	建築ブロック工	2,645	—	—
橋りょう特殊工	3,432	3,500	3,500	設備機械工	2,588	2,622	2,622
橋りょう塗装工	3,465	3,700	3,700	交通誘導警備員A	1,609	1,625	1,700
橋りょう世話役	3,780	4,000	4,000	交通誘導警備員B	1,418	1,480	1,700
土木一般世話役	2,633	2,650	3,900	見習い	1,314	—	—
高級船員	3,274	—	—	年金受給	1,314	1,450	1,450
普通船員	2,588	—	—				

業務委託

○ 履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
960円	960円	1,667円

指定管理協定

○ 履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
960円	990円	990円

令和2年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 25件

業務委託 29件

指定管理協定 2件 計56件 ※2月28日現在

○ 工事請負 案件一覧

№	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）	349,800,000	高元建設株式会社
2	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（機械設備）	130,900,000	株式会社ナカノヤ
3	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（電気設備）	105,732,000	村川電気工業株式会社
4	大相模保育所建設工事（建築）	227,590,000	有限会社大熊建設
5	大相模保育所建設工事（機械設備）	67,100,000	株式会社ナカノヤ
6	大相模保育所建設工事（電気設備）	56,629,100	株式会社大久保電気
7	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事（雨水）	63,030,000	三菱電機株式会社 関越支社
8	越谷市立光陽中学校校舎外壁改修工事	52,800,000	高元建設株式会社
9	越谷市斎場空調設備改修工事	78,760,000	株式会社大林組 東京本店
10	市立病院冷温水発生機改修工事	108,399,500	株式会社協和設備
11	橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）その2	125,950,000	株式会社鈴木組
12	かんがい排水等整備工事（2-1）	78,650,000	山崎建設株式会社
13	下水道築造工事（区12-5号線外4路線）	78,650,000	オザワロード株式会社
14	増森工業団地調整池改修工事	148,280,000	オザワロード株式会社
15	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）2-1	140,800,000	株式会社鈴木組
16	千疋幹線排水路整備工事2-1	116,600,000	池中建設株式会社
17	新川都市下水路築造工事2-1	107,690,000	山崎建設株式会社
18	大袋中学校外構改修工事	137,500,000	株式会社水谷工務店
19	中央市民会館空冷チラーユニット等更新工事	64,900,000	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関越支社
20	第三学校給食センター汚水処理施設排水圧送管改修工事	116,380,000	山崎建設株式会社
21	市役所新本庁舎第二庁舎間仮設連絡通路設置工事	69,850,000	清水・高元・豊田特定建設工事共同企業体
22	大相模保育所建設工事（外構）	68,695,000	有限会社大熊建設
23	市役所新本庁舎建設に伴う電算システム配線改修工事	67,100,000	八洲・昭電特定建設工事共同企業体
24	市役所第二庁舎及び第三庁舎改修工事（建築）	103,400,000	高元建設株式会社
25	越谷市立あだたら高原少年自然の家解体工事	348,700,000	越谷建設推進協同組合

○ 業務委託 案件一覧

№	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	32,670,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,847,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	17,380,000	有限会社宝亀園

5	街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）	10,560,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
6	除草業務委託（その1）	11,374,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	13,365,000	株式会社東武緑化サービス
8	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,367,000	株式会社中新造園
9	公園等管理委託（越谷流通公園外27か所）	35,860,000	株式会社東武園芸
10	公園等管理委託（緑の森公園外15か所）	23,375,000	株式会社サンエー緑化
11	公園管理委託（大吉公園外12か所）	23,353,000	株式会社東武緑化サービス
12	公園等管理委託（平方公園外14か所）	22,638,000	株式会社東武園芸
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	22,275,000	株式会社サンエー緑化
14	公園等管理委託（北越谷第五公園外7か所）	22,242,000	株式会社深野造園
15	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	21,560,000	有限会社片桐造園
16	公園等管理委託（出羽公園外3か所）	12,888,700	株式会社大樹
17	公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）	13,442,000	株式会社深野造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外13か所）	10,002,300	株式会社大樹
19	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,484,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
20	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,241,100	有限会社クリーンガーデン緑屋
21	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	18,370,000	有限会社片桐造園
22	街路樹剪定委託（市道2190号線外6路線）	12,100,000	株式会社中新造園
23	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	11,055,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
24	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	23,650,000	首都圏環境サービス株式会社
25	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	22,532,400	株式会社リンレイサービス 埼玉支店
26	保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	87,714,000	日本環境マネジメント株式会社
27	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	21,186,000	アイル・コーポレーション株式会社 越谷支店
28	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	22,473,000	アイル・コーポレーション株式会社 越谷支店
29	越谷市障害者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	53,356,688	ウェルビー株式会社

○ 指定管理協定 案件一覧

№	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立市民活動支援センター	520,000,000	アイル・オーエンスグループ
2	越谷市斎場	134,000,000	P F I 越谷広域斎場株式会社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 10件
 業務委託 24件
 指定管理協定 2件 計36件 ※2月28日現在

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	35人	1人	1,495人	1,531人
業務委託	159人	66人	36人	261人
指定管理	26人	79人	0人	105人
合計	220人	146人	1,531人	1,897人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,622	2,860	3,000
普通作業員	2,318	2,350	2,650
軽作業員	1,677	1,685	1,685
造園工	2,284	—	—
法面工	2,903	—	—
とび工	3,004	3,020	3,100
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	—	—
電工	2,610	2,625	2,775
鉄筋工	3,038	3,100	3,100
鉄骨工	2,824	—	—
塗装工	3,004	3,010	3,100
溶接工	3,195	3,200	3,200
運転手(特殊)	2,768	2,800	3,150
運転手(一般)	2,419	—	—
潜かん工	3,375	—	—
潜かん世話役	3,994	—	—
さく岩工	3,364	—	—
トンネル特殊工	3,409	—	—
トンネル作業員	3,734	—	—
トンネル世話役	3,814	—	—
橋りょう特殊工	3,477	—	—
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,825	—	—
土木一般世話役	2,644	—	—
高級船員	3,285	—	—
普通船員	2,599	—	—

職種	労働報酬 下限額	最低支払 賃金額 (最低額)	最低支払 賃金額 (最高額)
潜水士	4,478	—	—
潜水連絡員	3,184	—	—
潜水送気員	3,184	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,220	—	—
型わく工	2,914	2,950	3,014
大工	2,880	2,930	3,000
左官	3,015	3,050	3,050
配管工	2,464	2,480	2,650
はつり工	2,824	2,900	2,924
防水工	3,252	—	—
板金工	3,128	3,130	3,130
タイル工	2,515	—	—
サッシ工	2,858	—	—
屋根ふき工	2,682	3,100	3,100
内装工	3,150	3,170	3,170
ガラス工	2,802	2,810	2,810
建具工	2,732	2,900	2,900
ダクト工	2,509	2,520	2,600
保温工	2,554	2,560	2,850
建築ブロック工	2,595	—	—
設備機械工	2,588	—	—
交通誘導警備員A	1,643	1,700	2,250
交通誘導警備員B	1,452	1,570	1,875
見習い	1,342	1,937	1,937
年金受給	1,342	1,418	1,418

業務委託

○ 履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
985円	985円	1,667円

指定管理協定

○ 履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
985円	985円	1,000円

【報告】

令和元年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、まず、建設工事において対象となっていた職種は、見習い、年金受給者も含め全職種において労働報酬下限額以上の支払いがされていると報告をいただいております。

また、業務委託においても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けております。

なお、履行状況報告書において、報告事項で求めている関係法令の遵守状況等の報告につきましては、報告のあった全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みでございます。

次に、令和2年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等の報告については、建設工事では、債務負担行為の複数年契約の案件もあり、準備工が終わり、今年に入ってから施工に入っている工事も多く、まだ報告を頂いている案件が少ない状況にあります。業務委託を含め報告をいただいている案件につきましては、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けており、関係法令の遵守状況等の報告につきましても、全項目が適正に遵守されていることを確認済みでございます。

② アンケート結果について

○労働者向けアンケート：

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

令和2年度

- 調査対象： 越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）
大相模保育所建設工事（建築）
保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）
- 調査期間： 令和2年12月14日～令和3年2月28日
- 調査内容： 別紙のとおり

【報告】

労働者を対象とするアンケート調査を、令和2年度に発注している建設工事2案件、業務委託1案件を対象として実施しております。

アンケート内容は、9項目として条例に対する周知状況などを回答する内容で実施しました。

主な内容ですが、3案件で合計50名の労働者に回答をいただいております。設問1の条例の周知状況を確認する結果では、9名の方が、今働いている現場が、公契約条例の対象案件で労働報酬下限額が適用となることを「知らない」とする回答となっております。建設工事の1案件では回答いただいた全ての労働者が「知っている」と回答しており、元請の協力もあり周知が図られている状況もあります。

また、実際にもらっている賃金の労働報酬下限額との比較では、「わからない」との回答が約4割となっている状況でありましたが、業務委託の案件では回答いただいた全ての労働者が下限額以上を「もらっている」と回答しており、下限額以上の賃金が適正に支払われていることが確認できます。

このような結果を受け、今後につきましても労働者への周知徹底が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

アンケート調査結果

調査期間：令和2年12月14日～令和3年2月28日

回答：対象3案件合計 50者

大沢地区センター（25者）、大相模保育所（17者）、保健所・保健センター（8者）

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	41者
2 知らない。	9者

問2 （問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）

公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	16者
2 現場で配布されたチラシで知った。	6者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	21者
4 勤務先からの説明等で知った。	9者
5 その他（内容をご記入ください）	1者

内容	
----	--

未回答：2者

※ 複数回答含む

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	1者
2 低い。	7者
3 変わらない。	16者
4 わからない。	18者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	26者
2 もらっていない。	1者
3 わからない。	23者

問5 （問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）

労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。

（例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種（具体的な職種）で登録されているため。等）

理由記入欄	・時代の流れ
-------	--------

問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	3者
2 下請負事業者。	34者
3 わからない。	5者

問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)
何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	22者
2 2次下請。	9者
3 3次下請以降。	2者
4 わからない。	1者

問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	37者
2 知らない。	13者

問9 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	
-----	--

アンケート調査結果

調査期間：令和2年12月14日～令和3年2月28日

送付対象案件：越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）

回答：25者

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	25者
2 知らない。	0者

問2 (問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください)

公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	6者
2 現場で配布されたチラシで知った。	6者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	11者
4 勤務先からの説明等で知った。	7者
5 その他（内容をご記入ください）	1者

内容	
----	--

※ 複数回答含む

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	1者
2 低い。	2者
3 変わらない。	12者
4 わからない。	10者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電気、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	16者
2 もらっていない。	0者
3 わからない。	9者

問5 (問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください)

労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。

(例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種（具体的な職種）で登録されているため。等)

理由記入欄	
-------	--

問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	1 者
2 下請負事業者。	24 者
3 わからない。	0 者

問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)
何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	13 者
2 2次下請。	9 者
3 3次下請以降。	2 者
4 わからない。	0 者

問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	25 者
2 知らない。	0 者

未回答：5 者

問9 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	
-----	--

アンケート調査結果

調査期間：令和2年12月14日～令和3年2月28日

送付対象案件：大相模保育所建設工事（建築）

回答：17者

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	14者
2 知らない。	3者

問2 (問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください)

公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	9者
2 現場で配布されたチラシで知った。	0者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	10者
4 勤務先からの説明等で知った。	1者
5 その他（内容をご記入ください）	0者

内容	
----	--

未回答：2者

※ 複数回答含む

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	0者
2 低い。	5者
3 変わらない。	4者
4 わからない。	8者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	2者
2 もらっていない。	1者
3 わからない。	17者

問5 (問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください)

労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。

(例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種（具体的な職種）で登録されているため。等)

理由記入欄	
-------	--

問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	2者
2 下請負事業者。	10者
3 わからない。	5者

問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)
何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	9者
2 2次下請。	0者
3 3次下請以降。	0者
4 わからない。	1者

問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	9者
2 知らない。	8者

問9 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	
-----	--

アンケート調査結果

調査期間：令和2年12月14日～令和3年2月28日

送付対象案件：保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）

回答：8者

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象業務であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	2者
2 知らない。	6者

問2 （問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）

公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	1者
2 現場で配布されたチラシで知った。	0者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	0者
4 勤務先からの説明等で知った。	1者
5 その他（内容をご記入ください）	0者

内容	
----	--

問3 対象業務の労働報酬下限額は、985円（1時間当たり）となりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	8者
2 もらっていない。	0者
3 わからない。	0者

問4 （問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）

労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。

（例：試の使用期間中である、軽易な業務に従事している、断続的労働に従事している等）

理由記入欄	
-------	--

問5 公契約条例の対象となった業務の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	3者
2 知らない。	5者

未回答：2者

問6 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	
-----	--

令和 2 年度 越谷市労働報酬等審議会 第 2 回会議 資料

【協議事項】

- ① 建設工事に係る労働報酬下限額について

建設工事に係る労働報酬下限額について

1 令和2年度労働報酬下限額の設定状況

(1) 令和2年度公共工事設計労務単価の90%を基準

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,913	2,622	27	普通船員	2,888	2,599
2	普通作業員	2,575	2,318	28	潜水士	4,975	4,478
3	軽作業員	1,863	1,677	29	潜水連絡員	3,538	3,184
4	造園工	2,538	2,284	30	潜水送気員	3,538	3,184
5	法面工	3,225	2,903	31	山林砂防工	3,363	3,027
6	とび工	3,338	3,004	32	軌道工	5,800	5,220
7	石工	3,363	3,027	33	型わく工	3,238	2,914
8	ブロック工	3,163	2,847	34	大工	3,200	2,880
9	電工	2,900	2,610	35	左官	3,350	3,015
10	鉄筋工	3,375	3,038	36	配管工	2,738	2,464
11	鉄骨工	3,138	2,824	37	はつり工	3,138	2,824
12	塗装工	3,338	3,004	38	防水工	3,613	3,252
13	溶接工	3,550	3,195	39	板金工	3,475	3,128
14	運転手(特殊)	3,075	2,768	40	タイル工	—	2,515
15	運転手(一般)	2,688	2,419	41	サッシ工	3,175	2,858
16	潜かん工	3,750	3,375	42	屋根ふき工	—	2,682
17	潜かん世話役	4,438	3,994	43	内装工	3,500	3,150
18	さく岩工	3,738	3,364	44	ガラス工	3,113	2,802
19	トンネル特殊工	3,788	3,409	45	建具工	—	2,732
20	トンネル作業員	3,038	2,734	46	ダクト工	2,788	2,509
21	トンネル世話役	4,238	3,814	47	保温工	2,838	2,554
22	橋りょう特殊工	3,863	3,477	48	建築ブロック工	—	2,595
23	橋りょう塗装工	3,900	3,510	49	設備機械工	2,875	2,588
24	橋りょう世話役	4,250	3,825	50	交通誘導警備員A	1,825	1,643
25	土木一般世話役	2,938	2,644	51	交通誘導警備員B	1,613	1,452
26	高級船員	3,650	3,285		見習い等	—	1,342

(2) 設計労務単価が設定されていない職種

◎ 屋根ふき工

最後に設定された平成22年度設計労務単価に、現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

◎ タイル工、建具工、建築ブロック工

平成31年度の埼玉県による単価に、令和2年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

◎ 見習い、手元等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者

軽作業員の労働報酬下限額の80%に相当する金額

2 令和3年度建設工事に係る労働報酬下限額

(1) 勘案事項

条例第6条第2項第1号の規定により、建設工事の下限額の設定にあたり、本市では設計労務単価を勘案することとしております。

設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事の積算に用いるため、公共工事に従事する労働者の賃金を調査（公共事業労務費調査）し、毎年決定するものです。国の各省庁のほか、全国の地方公共団体において、公共工事の積算に使用されています。

○ 埼玉県における設計労務単価の推移

職種	R3(R3. 2月改定)			R2(R2. 2月改定)			職種	R3(R3. 2月改定)			R2(R2. 2月改定)		
	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額		1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額
01 特殊作業員	2,913	0.00%	0	2,913	1.75%	50	27 普通船員	3,013	4.33%	125	2,888	0.43%	13
02 普通作業員	2,600	0.97%	25	2,575	1.98%	50	28 潜水士	5,013	0.75%	38	4,975	1.27%	62
03 軽作業員	1,875	0.67%	12	1,863	2.05%	38	29 潜水連絡員	3,650	3.18%	112	3,538	1.43%	50
04 造園工	2,588	1.97%	50	2,538	0.00%	0	30 潜水送気員	3,588	1.41%	50	3,538	1.43%	50
05 法面工	3,225	0.00%	0	3,225	1.18%	37	31 山林砂防工	3,363	0.00%	0	3,363	0.00%	0
06 とび工	3,413	2.25%	75	3,338	1.14%	38	32 軌道工	6,000	3.45%	200	5,800	1.31%	75
07 石工	3,363	0.00%	0	3,363	0.00%	0	33 型わく工	3,275	1.16%	37	3,238	1.17%	38
08 ブロック工	3,163	0.00%	0	3,163	0.00%	0	34 大工	3,200	0.00%	0	3,200	1.19%	37
09 電工	2,925	0.86%	25	2,900	0.00%	0	35 左官	3,350	0.00%	0	3,350	1.13%	37
10 鉄筋工	3,375	0.00%	0	3,375	1.12%	37	36 配管工	2,813	2.74%	75	2,738	0.00%	0
11 鉄骨工	3,138	0.00%	0	3,138	1.21%	38	37 はつり工	3,138	0.00%	0	3,138	1.21%	38
12 塗装工	3,450	3.37%	112	3,338	1.14%	38	38 防水工	3,613	0.00%	0	3,613	1.40%	50
13 溶接工	3,663	3.17%	113	3,550	1.43%	50	39 板金工	3,563	2.52%	88	3,475	1.46%	50
14 運転手(特殊)	3,125	1.63%	50	3,075	1.65%	50	40 タイル工		—	—		—	—
15 運転手(一般)	2,713	0.93%	25	2,688	1.90%	50	41 サッシ工	3,188	0.39%	13	3,175	1.20%	37
16 潜かん工	3,800	1.33%	50	3,750	1.01%	37	42 屋根ふき工		—	—		—	—
17 潜かん世話役	4,475	0.85%	37	4,438	1.14%	50	43 内装工	3,538	1.07%	38	3,500	1.45%	50
18 さく岩工	3,863	3.34%	125	3,738	1.01%	38	44 ガラス工	3,213	3.21%	100	3,113	1.22%	38
19 トンネル特殊工	3,788	0.00%	0	3,788	2.36%	88	45 建具工		—	—		—	—
20 トンネル作業員	3,100	2.06%	62	3,038	1.25%	38	46 ダクト工	2,863	2.69%	75	2,788	0.00%	0
21 トンネル世話役	4,238	0.00%	0	4,238	4.95%	200	47 保温工	2,838	0.00%	0	2,838	0.44%	13
22 橋りょう特殊工	3,900	0.97%	37	3,863	1.31%	50	48 建築ブロック工		—	—		—	—
23 橋りょう塗装工	3,900	0.00%	0	3,900	1.30%	50	49 設備機械工	2,875	0.00%	0	2,875	0.00%	0
24 橋りょう世話役	4,388	3.24%	138	4,250	1.19%	50	50 交通誘導員A	1,825	0.00%	0	1,825	2.10%	37
25 土木一般世話役	3,038	3.40%	100	2,938	0.43%	13	51 交通誘導員B	1,675	3.88%	62	1,613	2.38%	38
26 高級船員	3,813	4.45%	163	3,650	0.34%	12	埼玉県平均	単純平均	1.41%		単純平均	1.17%	
							全国平均		1.2%			2.5%	

「屋根ふき工」「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されておられません。

(2) 他自治体の状況

①積算方法

各自治体が、それぞれに適用される設計労務単価に一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としています。

○令和元年度

計 23 自治体中

【91%】川崎市

(1 自治体)

【90%】多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市、草加市、加西市、加東市、目黒区、新宿区、越谷市

(13 自治体)

【87%】千代田区

(1 自治体)

【85%】野田市、世田谷区、日野市

(3 自治体)

【80%】直方市、高知市、我孫子市、豊橋市

(4 自治体)

【75%】豊川市

(1 自治体)

②下限額

○令和2年度

自治体名	賃金下限額						設計労務単価(R2.2)		
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		特殊作業員	普通作業員	軽作業員
	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比			
越谷市	2,622	90.03%	2,318	90.02%	1,677	90.04%	2,913	2,575	1,863
千葉県野田市	2,561	85.01%	2,157	85.00%	1,573	85.03%	3,013	2,538	1,850
神奈川県川崎市	2,833	91.02%	2,447	91.05%	1,719	91.07%	3,113	2,688	1,888
東京都多摩市	2,723	88.55%	2,375	88.37%	1,700	88.31%	3,075	2,688	1,925
神奈川県相模原市	2,802	90.02%	2,420	90.05%	1,700	90.07%	3,113	2,688	1,888
東京都国分寺市	2,768	90.02%	2,419	90.01%	1,733	90.03%	3,075	2,688	1,925
東京都渋谷区	2,768	90.02%	2,419	90.01%	1,733	90.03%	3,075	2,688	1,925
神奈川県厚木市	2,802	90.02%	2,420	90.05%	1,700	90.07%	3,113	2,688	1,888
福岡県直方市	2,190	80.00%	1,950	80.00%	1,370	80.00%	2,738	2,438	1,713
東京都足立区	2,723	88.55%	2,375	88.37%	1,700	88.31%	3,075	2,688	1,925
兵庫県三木市	2,190	90.31%	2,160	90.00%	1,490	90.30%	2,425	2,400	1,650
東京都千代田区	2,706	88.00%	2,365	88.00%	1,694	88.00%	3,075	2,688	1,925
埼玉県草加市	2,577	88.48%	2,273	88.27%	1,643	88.21%	2,913	2,575	1,863
東京都世田谷区	2,614	85.01%	2,285	85.02%	1,637	85.04%	3,075	2,688	1,925
高知県高知市	1,980	78.81%	1,670	78.59%	1,410	78.33%	2,513	2,125	1,800
千葉県我孫子市	2,370	78.67%	1,990	78.42%	1,450	78.38%	3,013	2,538	1,850
兵庫県加西市	2,180	89.90%	2,160	90.00%	1,480	89.70%	2,425	2,400	1,650
兵庫県加東市	2,180	89.90%	2,160	90.00%	1,480	89.70%	2,425	2,400	1,650
愛知県豊橋市	2,370	80.00%	2,030	80.00%	1,550	80.00%	2,963	2,538	1,938
東京都目黒区	2,768	90.02%	2,420	90.05%	1,733	90.03%	3,075	2,688	1,925
東京都日野市	2,614	85.01%	2,285	85.02%	1,637	85.04%	3,075	2,688	1,925
愛知県豊川市	2,222	75.00%	1,904	75.03%	1,454	75.05%	2,963	2,538	1,938
東京都新宿区	2,768	90.02%	2,419	90.01%	1,733	90.03%	3,075	2,688	1,925

※ 設計労務単価は令和2年度の値を掲載していますが、多摩市、足立区、草加市、高知市、我孫子市は、令和元年度の労務単価に基づき令和2年度の下限額を設定しております。

○対応案：

平成29年度から公共工事設計労務単価の90パーセントを基準としており、多くの自治体が採用していることから、令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い

① 職種：屋根ふき工

「屋根ふき工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、平成26年度に全国単純平均値が参考値として示されて以降、設計労務単価が設定されていないほか、埼玉県においても、同様に単価が設定されていない状況があります。

「屋根ふき工」とは・・・屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工事に該当するものを除く）

○ 対応案：令和2年度同様に「案1」の積算を採用する。

案1 最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。（野田市、三木市）

※ 設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 16,200 \text{円 (平成22年度設計労務単価)} \times 0.9964 \text{ (平成23年度伸び率)} \\ & \times 1.0213 \text{ (平成24年度伸び率)} \times 1.1779 \text{ (平成25年度伸び率)} \\ & \times 1.0759 \text{ (平成26年度伸び率)} \times 1.0256 \text{ (平成27年度伸び率)} \\ & \times 1.0239 \text{ (平成28年度伸び率)} \times 1.0169 \text{ (平成29年度伸び率)} \\ & \times 1.0242 \text{ (平成30年度伸び率)} \times 1.0311 \text{ (令和元年度伸び率)} \\ & \times 1.0117 \text{ (令和2年度伸び率)} \times 1.0141 \text{ (令和3年度伸び率)} \\ & \div 8 \text{時間} \times 90\% = \mathbf{2,719 \text{円}} \end{aligned}$$

令和2年度下限額の積算として採用した対応

案2 平成26年度の参考値（全国平均値）を設計労務単価とみなし下限額を積算する。
（草加市、多摩市等）

※ 設計労務単価の90%とした場合

$$14,637 \text{円 (参考値)} \div 8 \text{時間} \times 90\% = \mathbf{1,647 \text{円}}$$

案3 平成26年度の参考値（全国平均値）に、平成27年度から令和3年度の設計労務単価の伸び率（全国平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※ 設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 14,637 \text{円 (参考値)} \times 1.042 \text{ (平成27年度伸び率)} \\ & \times 1.049 \text{ (平成28年度伸び率)} \times 1.034 \text{ (平成29年度伸び率)} \\ & \times 1.028 \text{ (平成30年度伸び率)} \times 1.033 \text{ (令和元年度伸び率)} \\ & \times 1.025 \text{ (令和2年度伸び率)} \times 1.012 \text{ (令和3年度伸び率)} \\ & \div 8 \text{時間} \times 90\% = \mathbf{2,050 \text{円}} \end{aligned}$$

②職種：タイル工・建具工・建築ブロック工

「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和3年度の設計労務単価が設定されておらず、埼玉県による令和元年度の単価は設定されておりますが、新年度の単価については、例年4月の公表となっている状況があります。

○ 対応案：令和2年度同様に「案1」の積算を採用する。

案1 令和2年度の埼玉県による単価に、令和3年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※ 設計労務単価の90%とした場合（建具工）

$$24,400\text{円（令和元年度県単価）} \times 1.0141\text{（令和2年度伸び率）} \div 8\text{時間} \times 90\% = 2,784\text{円}$$

令和2年度下限額の積算として採用した対応

案2 令和元年度の埼玉県による単価を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※ 設計労務単価の90%とした場合（建具工）

$$24,400\text{円（令和2年度県単価）} \div 8\text{時間} \times 90\% = 2,745\text{円}$$

③見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等

職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者等に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となるおそれがあることや、年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、労働者にとって不利益となるおそれがあること等を踏まえ、特例として下限額を定めるものです。

○ 対応案：令和2年度同様に「案1」の積算を採用する。

案1 設計労務単価にある職種を基準とし、令和3年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※ 軽作業員を基準とし労働報酬下限額の80%とした場合

$$1,688\text{円（軽作業員下限額）} \times 80\% = 1,350\text{円}$$

令和2年度下限額の積算として採用した対応

案2 業務委託等において定めた令和3年度の労働報酬下限額（987円）を適用する。

○ 条例制定自治体（計 23 自治体）のうち 15 自治体が、労働者の習熟度等に応じた下限額の特例を定めています。

自治体名	令和3年度		令和2年度	
	見習い・手元等	年金等の受給者	見習い・手元等	年金等の受給者
越谷市			1342	1342
東京都多摩市	1,075	1,075	1,075	1,075
神奈川県相模原市			1,059	1,059
東京都渋谷区			1,118	1,118
神奈川県厚木市			1,045	1,045
東京都足立区		—	1,309	—
兵庫県三木市		—	940	—
東京都世田谷区			1,348	1,348
千葉県我孫子市	1,036	1,036	1,015	1,015
兵庫県加西市		—	920	—
兵庫県加東市		—	920	—
愛知県豊橋市			1,039	1,039
東京都目黒区			1,348	1,348
愛知県豊川市			937	937
東京都新宿区	1,348	1,348	1,348	1,348

○ 上記下限額の積算方法

- ・ 業務委託下限額と同額・・・相模原市、渋谷区、厚木市、三木市、加西市、加東市、豊川市
- ・ 市場の賃金実態等を総合的に勘案・・・多摩市
- ・ 軽作業員の設計労務単価の 70% の額・・・世田谷区、目黒区、新宿区
- ・ 軽作業員の労働報酬下限額の 67% の額・・・豊橋市
- ・ 軽作業員の労働報酬下限額の 70% の額・・・我孫子市
- ・ 軽作業員の労働報酬下限額の 77% の額・・・足立区
- ・ 軽作業員の労働報酬下限額の 80% の額・・・越谷市